

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の「雇用の質」の向上のための取り組みについて（5局長通知）や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質」の向上のための取り組みについて（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は、喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・看護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1. 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること
2. 医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること
4. 費用削減のための病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月20日

あて先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣